





## 小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

令和4年3月に策定した、第4次小牧市男女共同参画基本計画ハーモニーⅣにおいて、「基本目標Ⅲ安心して暮らせる環境づくり」の「施策の方向3 人権についての正しい認識と人権侵害への予防・対策」の中で、「多様な性を尊重する社会の推進」を基本施策の1つとして掲げています。

小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、その取組みの一環として、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティのお二人が、パートナーシップにあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。また、お二人に未成年のお子様がいらっしゃる場合は、併せてファミリーシップを宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方が不安や困難を少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

### ●性的マイノリティとは・・・

この制度では、「からだの性」と「こころの性」が異なる人、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている人のことをいいます。  
LGBTQは、性的マイノリティの総称の一つとして、それぞれの意味の頭文字からなる言葉です。

- ・L：レズビアン（同性を好きになる女性）
- ・G：ゲイ（同性を好きになる男性）
- ・B：バイセクシャル（両方の性を好きになる人）
- ・T：トランスジェンダー（からだの性とこころの性が異なる人）
- ・Q：クエスチョニング（自分の性のあり方についてわからない、迷っている、決めたくない）



# 目 次

① 制度を利用することができる方	1
【参考】 パートナーシップの宣誓をすることができない範囲	2
② 宣誓に必要な書類	3
③ 手続きの流れ	5
④ 証明書等交付後の各種手続き	6
⑤ Q&A	8
⑥ 小牧市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	11



## ① 制度を利用することができる方

宣誓される方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

### ● パートナーシップの宣誓をするとき

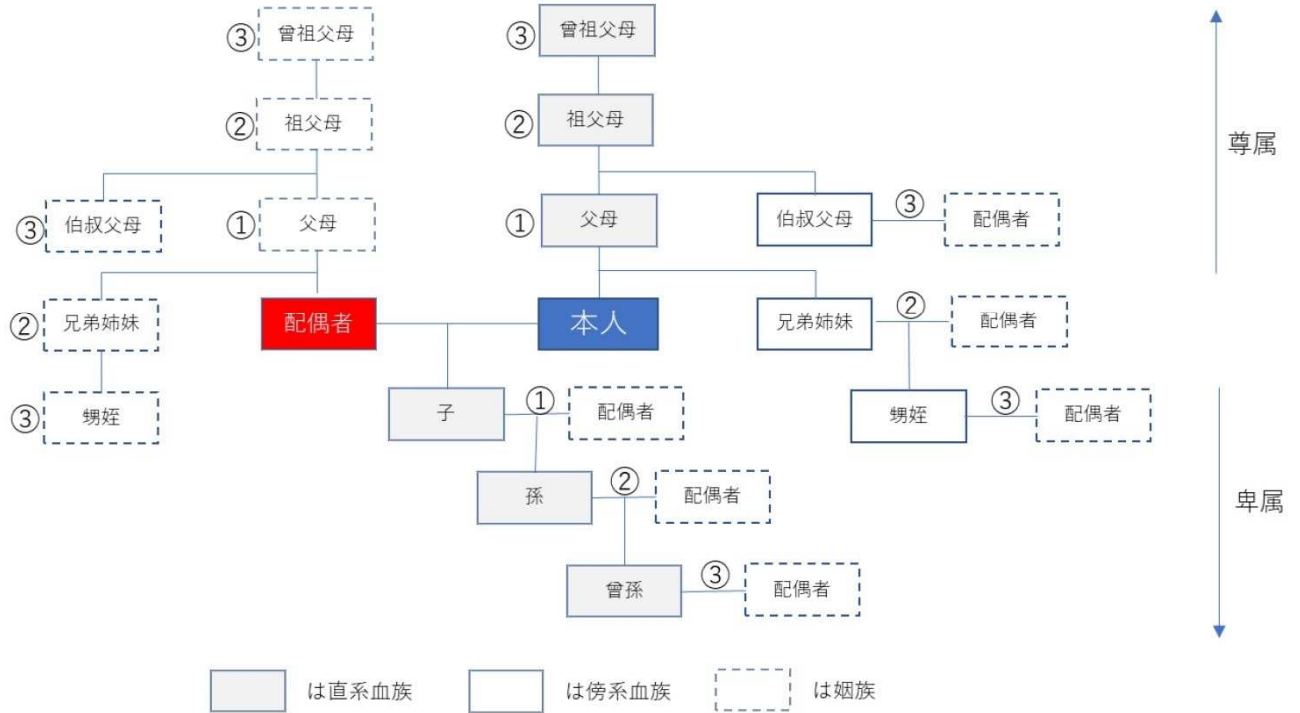
- (1) お二人とも成年に達していること（満18歳以上の方）
- (2) お二人ともが小牧市内に住民登録をしていること  
または、3か月以内に転入予定であること
- (3) お二人とも現に婚姻していないこと（現に配偶者がいないこと）
- (4) 現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと  
※すでに宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体で、パートナーシップの宣誓・登録等を行っており、宣誓書受領証等を返還していない場合は宣誓できません。
- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと  
※2頁「パートナーシップの宣誓をすることができない範囲」参照

### ● ファミリーシップにあることを併せて宣誓するとき

パートナーシップのお二人、またはどちらか一方に未成年のお子様がいること

【参考】パートナーシップの宣誓をすることができない範囲

三親等内の親族



※民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻することができない関係にある方は宣誓することができません。  
ただし、パートナーシップのお二人が養子縁組をしたことによって該当する場合は、宣誓することができます。

## ② 宣誓に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

### (1) お二人の住民票の写し、または住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたもの
  - ・ 本籍・筆頭者、世帯主・続柄、住民票コード、個人番号は不要
  - ・ 同一世帯になっている場合は世帯全員の分1通で構いません。
- ※ 宣誓書において、職権での住民登録情報の取得に同意いただいた方は、提出を省略することができます

### (2) 転出証明書

- ・ 市内に転入予定の方は、転入前の住所地で転出手続きの際、発行されたもの

### (3) お二人の戸籍謄（抄）本又は独身証明書（本籍地にて発行）

- ・ 3か月以内に発行されたもの
- ※ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書をお持ちください

### (4) ファミリーシップの対象とする方との関係を証明する書類

- ・ 併せてファミリーシップの宣誓をする場合は、ファミリーシップ対象者の戸籍謄本又は戸籍抄本をお持ちください。
- ※ (3) の証明する書類により確認できる場合は省略することができます。

## (5) 本人確認書類

本人確認ができる書類を、顔写真付きであれば1点、なければ2点お持ちください。

1点の提示で足りるもの	2点の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード</li><li>・旅券（パスポート）</li><li>・運転免許証</li><li>・住民基本台帳カード（顔写真付き）</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書</li><li>・国又は地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）</li></ul> <p>※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳カード（顔写真なし）</li><li>・資格確認書、介護保険証、医療受給者証</li><li>・共済組合員証</li><li>・年金手帳</li><li>・国民年金、厚生年金保険の年金証書</li><li>・学生証、法人が発行した身分証明書</li></ul> <p>（左記に掲げるものを除く）</p>

## (6) 通称名を使用する場合に必要な書類

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類（通称名で届いた郵便物など）をお持ちください。

### ③ 手続きの流れ

宣誓書の提出から、証明書等の交付までに至る手続きの流れは、以下のとおりです。

#### (1) 宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望される日の原則7日前までに、電話またはメールにより予約をしてください。宣誓日時調整・必要書類等の説明をさせていただきます。※受付時間：9:00～17:45（土・日・祝日及び休館日を除く）

状況等によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

#### 【予約連絡先】



小牧市役所 多世代交流プラザ 男女共同参画係  
小牧市小牧3丁目555番地（ラピオ3階）

電話：0568-71-9842

メール：tasedai@city.komaki.lg.jp

#### (2) 宣誓日当日

- ・ 予約した日時に必要書類（3、4ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人で多世代交流プラザ窓口までお越しください。
- ・ 提出書類と要件の確認、及び本人確認を行います。

※宣誓場所はプライバシーに配慮したスペースもご用意できますので、予約時にご相談ください。

#### (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の交付

- ・ 宣誓書提出後、1週間程度で「小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」を1枚、「小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」をお一人1枚ずつ直接交付します。

※宣誓書提出後内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

## ④ 証明書等交付後の各種手続き

証明書等の交付後、次の場合は申請や届出が必要です。事前予約は不要ですが、本人確認のうえ受付けしますので、多世代交流プラザ窓口までお越しくください。

### (1) 宣誓書受領証明書等の再交付

- ・ 宣誓書受領証明書及び宣誓書受領証明カードの紛失や汚損等の場合は、再交付申請ができます。

### (2) 記載事項の変更

- ・ 宣誓書に記載した内容について、その後下記のような変更があった場合は、変更届を提出してください。

#### 【変更内容】

- ① 氏名や通称名を変更したとき
- ② 住所の変更(市外転出は除く。)があったとき
- ③ ファミリーシップ対象者の記載を削除または追加するとき
- ④ ファミリーシップ対象者が成年に達したとき

#### 【持参するもの】

- ① 変更の内容がわかるもの
  - ・ 戸籍抄本
  - ・ 住民票の写し
  - ・ 本人確認書類
  - ・ 日常生活で通称名を使用していることがわかるもの など
- ② 交付済みの証明書とカード

### (3) 宣誓書受領証明書等の返還

- ・ 次の場合は、返還届とともに証明書等を返還してください。

- ① 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- ② 宣誓者のいずれかが死亡したとき

- ③ 宣誓者のいずれかが市外へ転出したとき
- ④ 婚姻又は他の者とパートナーシップを形成したとき
- ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が取消しになったとき（下記（４）に該当した場合）

#### （４） パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取消し

・次に該当する場合は、宣誓を取消すこととなりますので、速やかに証明書等を返還してください。

- ① 宣誓要件に該当していなかったことが判明したとき
- ② 宣誓書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき
- ③ 宣誓者の一方から返還届の提出があり、パートナーシップを継続することができない特別な事情があるとき

※上記理由により取消しとなった場合は、他のサービスも受けられなくなる場合があります。



## ⑤ Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。

Q2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか？

A2 同性パートナーに限定した制度ではなく、宣誓の要件を満たす性的マイノリティの方であれば宣誓できます。

Q3 ファミリーシップの宣誓だけをすることはできますか？

A3 お二人がパートナーシップ宣誓をしていることが前提となるため、できません。

ただし、パートナーシップのお二人、またはどちらかに未成年の子どもがいる場合は、後ほどファミリーシップのみを宣誓することができます。その場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の内容を修正し再交付します。

Q4 宣誓に費用はかかりますか？

A4 宣誓や宣誓書受領証等の交付は無料です。

ただし、宣誓の際に必要な戸籍謄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。

Q5 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか？

A5 郵便やメールでの宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、意思確認をしたうえで、ご本人確認させていただきます。

Q 6 代理人でも宣誓できますか？

A 6 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越しください。ただし、病気等の事情のため、お二人で来庁することができない場合は、ご相談ください。

Q 7 同居していないと宣誓できませんか？

A 7 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q 8 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A 8 民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓することができます。

Q 9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？

A 9 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

Q 10 3か月以内に市内へ住民登録を予定している場合は、何を持っていけばよいですか？

A 10 転出手続きの際に交付される転出証明書をお持ちください。

その際は、後ほど必ず住民票の写し等を提出してください。なお、宣誓書において、住民登録情報の職権での取得について同意いただいた方は、住民票の写し等の提出を省略することができます。

Q 11 小牧市外に転出するときはどうすればいいですか？

A 11 転出によりお二人またはお一人が小牧市民でなくなる場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、原則、返還届を提出するとともに、宣誓書受領証明書と宣誓書受領証明カードを返還してください。

Q 12 通称名は使用できますか？

A 12 性別違和等、特別な理由により、社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することができます。日常的に使用していることを確認するため、通称名で届いた郵便物などをお持ちください。

Q 13 宣誓書受領証明書はいつ、何部交付されますか？

A 13 宣誓後、要件・提出書類の確認や宣誓書受領証等の作成のため、1週間程度かかります。

宣誓書受領証明書は1枚、名刺サイズの宣誓書受領証明カードは宣誓者各々が携帯できるよう1枚ずつ交付します。

Q 14 パートナーシップ・ファミリーシップ証明を受けることにより、どのようなメリットがありますか？

A 14 市役所の各窓口にて受領証明書等を提示することにより、市営住宅の入居申込みなど、家族として利用可能な手続きが受けられます。また、民間のサービスにおいても、生命保険の受取人指定や、携帯電話の家族割などのサービスが受けられる場合がありますので、各民間事業者に直接お問い合わせください。

なお、証明書等交付の際に、案内一覧をお渡ししますのでそちらをご参照ください。

## ⑥ 小牧市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが互いの性自認及び性的指向を尊重し、異なる価値観を認め合い、並びに多様な性を尊重する社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (2) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) 性的マイノリティ 性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみでない者をいう。
- (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (5) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の実子又は養子を含め、家族であると約した関係をいう。
- (6) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。
- (7) 申告 本市に転入する前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークの構成自治体(以下「連携自治体」という。)において、宣誓に相当する行為をし、第7条第1項に規定する証明書等に相当する書類(以下「証明書相当書類」という。)の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓等の要件)

第3条 宣誓又は申告(以下「宣誓等」という。)をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにある双方が、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年(以下「成年」という。)に達していること。
- (2) パートナーシップにある双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内に転入予定であること。
- (3) パートナーシップにある双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
- (4) パートナーシップにある双方が、他の者とのパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった者を除く。

(宣誓等の方法)

第4条 宣誓等をしようとする者は、担当職員の面前において自ら記入した小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1。以下「宣誓書」という。)又は小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第2。以下「申告書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓等をしようとする者の一方又は双方が宣誓書又は申告書(以下「宣誓書等」という。)に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの上、他の者に代筆させることができる。

2 宣誓等をしようとする者は、宣誓等をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宣誓等をしようとする者の双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(いずれも宣誓等の日前3月以内に発行されたものに限る。)

- (2) 宣誓をしようとする場合は、宣誓をしようとする者の双方が現に婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものをいう。いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)
  - (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、宣誓をしようとする者とファミリーシップの対象とする者(以下「ファミリーシップ対象者」という。)との関係を確認することができる書類
  - (4) 申告をしようとする場合は、本市に転入する前に連携自治体から交付を受けた証明書相当書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 住所要件を確認するための住民登録情報について、市が職権で取得することを本人が宣誓書等において同意した場合には、前項第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。
- 5 市外に在住する者であって本市内への転入を予定している者は、転出証明書をもって第3項第1号に掲げる書類に代えるものとする。この場合において、当該者は転入後速やかに同号に掲げる書類を提出しなければならない。
- 6 宣誓書等の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。  
(本人確認)
- 第5条 市長は、宣誓等をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (通称名の使用)
- 第6条 宣誓等をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等において氏名と併せて通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。
- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項の規定による宣誓等をするとときに提示しなければならない。
- (証明書等の交付)
- 第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、第3条の要件を審査し、小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書(様式第3。以下「受領証明書」という。)及び小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(様式第4。以下「受領証明カード」という。)を、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に交付するものとする。この場合において、宣誓に通称名を使用したときは、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を受領証明書及び受領証明カード(以下「証明書等」という。)に記載するものとする。
- 2 受領証明書はパートナーシップ又はファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、受領証明カードは宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。
- 3 市長は、申告書の提出があったときは、当該申告をした者が連携自治体において宣誓に相当する行為をした日に、本市に宣誓書の提出があったものとみなして、前2項の規定を適用する。
- (証明書等の再交付)
- 第8条 証明書等の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請があったときは、市長は、当該申請の内容を審査し、証明書等を再交付するものとする。
  - 3 前項の規定による再交付を受けた宣誓者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書等記載事項変更の届出)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書等内容変更届(様式第6。以下「内容変更届」という。)を、交付済みの証明書等と共に市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (3) 宣誓者のいずれかに住所の変更(市外転出は除く。)があったとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- (5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった宣誓者の戸籍抄本又は社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、市内転居等をした宣誓者の住民票の写し
- (3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったとき(第1項第3号に該当する場合を除く。)は、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小牧市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(様式第7。以下「返還届」という。)に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき(宣誓者が連携自治体に転出し、当該連携自治体の長に対してパートナーシップ又はファミリーシップにあることを申し出るために証明書等を必要とする場合を除く。)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、証明書等の返還を命ずることができる。

- (1) 宣誓書等を提出した時点において、第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (2) 宣誓書等及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第4条第5項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- (4) 宣誓者の一方から返還届の提出があり、パートナーシップを継続することができない特別な事情があると市長が認めるとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則(令和6年5小多交第1870号)

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和6年6小多交第1723号)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。



キミと一緒に、育っていききたい。  
**Komaki**

令和8年4月

小牧市役所 多世代交流プラザ 男女共同参画係

〒485-0041

小牧市小牧3丁目555番地（ラピオ3階）

電話：0568-71-9842

メール：[tasedai@city.komaki.lg.jp](mailto:tasedai@city.komaki.lg.jp)